

---

# 会社・法人の役員登記に関する変更のお知らせ

---

東京法務局

平成27年2月27日から

## 1 役員「就任」の登記申請の添付書面が変わりました。

対象となる会社・法人は、以下のとおりです。

- 株式会社（特例有限会社を含む）
- 一般社団法人
- 一般財団法人
- 投資法人
- 特定目的会社

※改正の概要をご覧になるには、[こちら](#)をクリックしてください。

## 2 代表取締役等の「辞任」の登記申請の添付書面が変わりました。

対象となる会社・法人は、以下のとおりです。

- 株式会社（特例有限会社を含む）
- 一般社団法人
- 一般財団法人
- 投資法人
- 特定目的会社
- 上記及び持分会社、LPS、LLP、限定責任信託、外国会社を除くその他の法人

※改正の概要をご覧になるには、[こちら](#)をクリックしてください。

## 3 登記簿の役員欄に役員の婚姻前の氏をも記録することができるようになりました。

対象となる会社・法人等は、以下のとおりです。

- 株式会社（特例有限会社を含む）
- 持分会社（合名会社、合資会社、合同会社）
- 一般社団法人
- 一般財団法人
- 投資法人
- 特定目的会社
- 上記及び外国会社を除くその他の法人
- 投資事業有限責任組合
- 有限責任事業組合
- 限定責任信託の登記

※改正の概要をご覧になるには、[こちら](#)をクリックしてください。

## 4 法務省ホームページの御案内

改正の内容は、法務省ホームページに掲載されています。  
以下のURLを御参照ください。

■ 役員の登記の添付書面・役員欄の氏の記録が変わります。  
(平成27年2月27日から)

[http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06\\_00085.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00085.html)

### ◆ オンラインによる登記事項の提出のお願い

インターネットを利用することができる環境にある場合には、なるべくオンラインによる登記事項の提出の手續の御利用をお願いします。

この方法は、オンライン申請とは異なり、電子署名及び電子証明書を付与する必要はありませんが、オンラインによって、受付番号、補正、手續終了（登記完了）等のお知らせを受けることができる便利な手續です。

詳しくは、以下のURLを御参照ください。

■ 登記・供託オンライン申請システムによる登記事項の提出について

[http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06\\_00051.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00051.html)

○ 登記手續については、東京法務局登記電話相談室（042-540-7211）までお問い合わせください。